厚生労働大臣の定める掲示事項

2024.9.1

◇当病院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

１． 入院基本料に関する事項

下記の人員配置については年間平均患者数より算出

東３階病棟　地域一般入院料３　及び　看護補助加算１（30 対１）を算定しています。

• 当病棟では１日５人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び１日３人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は２３人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は２３人以内
17:00～24:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 12 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は２３人以内
0:00～ 9:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 12 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は２３人以内

東４階病棟　精神病棟 15 対１入院料　及び　看護補助加算１（30 対１）を算定しています。

• 当病棟では１日９人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び１日５人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は　９人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 15 人以内
17:00～24:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 22 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は４４人以内
0:00～ 9:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 22 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は４４人以内

東５階病棟　精神病棟 15 対１入院料　及び　看護補助加算１（30 対１）を算定しています。

• 当病棟では１日 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び１日５人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は　８人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は１６人以内
17:00～24:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 24 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は４７人以内
0:00～ 9:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 24 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は４７人以内

西２階病棟　精神病棟 15 対１入院料　及び　看護補助加算１（30 対１）を算定しています。

• 当病棟では１日 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び１日６人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は　８人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は１３人以内
17:00～24:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 26 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 52 人以内
0:00～ 9:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 26 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 52 人以内

西３階病棟　精神科急性期治療病棟入院料１（看護配置 13 対１　看護補助配置 30 対１）を算定しています。

• 当病棟では１日 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び１日４人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は　７人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 14 人以内
17:00～24:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 20 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 40 人以内
0:00～ 9:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 20 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 40 人以内

西４階病棟　精神病棟 15 対１入院料　及び　看護補助加算１（30 対１）を算定しています。

• 当病棟では１日 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び１日５人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は　８人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 17 人以内
17:00～24:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 25 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 49 人以内
0:00～ 9:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 25 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 49 人以内

西５階病棟　精神病棟 15 対１入院料　及び　看護補助加算１（30 対１）を算定しています。

• 当病棟では１日 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び１日５人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は　８人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 17 人以内
17:00～24:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 25 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 49 人以内
0:00～ 9:00	看護職員　１人当たりの受持ち患者数は 25 人以内	看護補助者 １人当たりの受持ち患者数は 49 人以内

2. 九州厚生局への届出に関する事項（施設基準届出）

精神科病棟（東４階、東５階、西２階、西４階、西５階）には、
常時、入院患者 15 人に対して１人以上の看護職員と、
常時、入院患者 30 人に対して１人以上の看護補助者を
配置しております。

精神科急性期治療病棟（西３階）には、
常時、入院患者 13 人に対して１人以上の看護職員と、
常時、入院患者 30 人に対して１人以上の看護補助者を
配置しております。

内科病棟（東３階）には
常時、入院患者 15 人に対して１人以上の看護職員と、
常時、入院患者 30 人に対して１人以上の看護補助者を
配置しております。

各施設基準

精神科作業療法
看護配置加算
検体検査管理加算Ⅱ
薬剤管理指導料
救急医療管理加算
精神科ショート・ケア（小規模なもの）
精神科デイケア（大規模なもの）
依存症入院医療管理加算
精神科救急搬送患者地域連携受入加算
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
集団コミュニケーション療法料

医療保護入院等診療料
看護補助加算１
感染対策向上加算３
精神科身体合併症管理加算
精神科地域移行実施加算
療養環境加算
CT 撮影及び MRI 撮影
認知症ケア加算３
精神科退院時共同指導料２
後発医薬品使用体制加算３
入院ベースアップ評価料 17
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

3．入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前８時　昼食：午後０時　夕食：午後６時）、適温で提供しています。また入院時食事療養費の主な自己負担額については以下の通りです（令和６年６月より改定）

対　　象　　者	負　担　額 （1 食あたり）
一般（住民税課税世帯）	1 食 490 円
指定難病の方	1 食 280 円
平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 3 月 31 日までに継続して 1 年以上精神病床に入院しており、平成 28 年 4 月 1 日以降も引き続き入院している一般所得区分の方	1 食 260 円
住民税非課税世帯の方（低所得Ⅱ）	1 食 230 円
上記のうち、過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 食 180 円
住民税非課税世帯に属し、所得が一定基準に満たない 70 歳以上の高齢者（低所得Ⅰ）	1 食 110 円

4．明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない（当月の公費負担が上限まで達するなどされている）方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合に、その代理の方への発行を含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨をお申し出ください。

5．保険外負担に関する事項

◆ 選定療養費（内科病棟への 180 日超入院）について

内科病棟において、入院期間の通算日が 180 日を超える場合、患者様の状態によっては入院基本料の 15%（1 日につき 1,650 円　税込）が健康保険より支払われません。そのため入院基本料の 15%を選定療養費としてご負担頂くこととなります。

※　転院等の患者様は、他医療機関の入院歴が通算される場合があります。

※　尚、内科病棟に 180 日を超えて入院されている場合でも選定療養費の対象とならない場合（厚生労働省が定める難病指定の方や人工呼吸器を使用されている方等）がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

◆ 特別療養環境室料（ベッド差額代）について

特別療養環境室とは下記の特別な療養環境の基準を満たした部屋であり、当該病室での治療を希望する方に同意の上、ご入室頂きます。費用については保険診療の対象外のため、全額自己負担となります。各室料につきましては下記の一覧表をご参照ください。

～　基準　～

１、 病室の病床数は４床以下の病室

２、 病室面積が１人当たり６．４平方メートル以上である

３、 ベッドごとにプライバシーを確保するための設備がある

４、 特別の療養環境として適切な設備を有すること

差額ベッド料込み病室の利用料金

当院では、「差額ベッド料込み病室」をご用意しております。

1 日当たりの利用料金(税込)は、以下の通りです。

東棟

東 3 階病棟

病　室　名	定員	料　金
特別室 1 号	2 名	22,000 円
特別室 2 号	1 名	5,500 円
特別室 3 号	1 名	5,500 円
東 311 号室	2 名	1,650 円

東 4 階病棟

病　室　名	定員	料　金
特別室 1 号	1 名	2,200 円
特別室 2 号	1 名	2,200 円
東 413 号室	2 名	550 円
東 415 号室	2 名	550 円

東5階病棟

病　室　名	定員	料　金
東 515 号室	2 名	550 円

西棟

西2階病棟

病　室　名	定員	料　金
特別室 3 号	1 名	1,650 円
特別室 5 号	1 名	1,650 円
特別室 6 号	1 名	1,650 円
特別室 7 号	1 名	1,650 円

西 3 階病棟

病　室　名	定員	料　金
西 301 号室	1 名	1,100 円
西 302 号室	1 名	1,100 円
西 313 号室	2 名	550 円

西 4 階病棟

病　室　名	定員	料　金
西 401 号室	1 名	1,100 円
西 402 号室	1 名	1,100 円
西 403 号室	1 名	1,100 円
西 415 号室	2 名	550 円

西 5 階病棟

病　室　名	定員	料　金
特別室 1 号	1 名	2,200 円
特別室 2 号	1 名	2,200 円
西 511 号室	1 名	1,100 円
西 512 号室	1 名	1,100 円
西 501 号室	2 名	550 円
西 502 号室	2 名	550 円
西 517 号室	2 名	550 円

令和 6 年 5 月 1 日　改定

お おりん 病 院　病 院 長

◆ 診断書・証明書及びその他の保険外負担について

保　険　外　負　担　に　つ　い　て

当院における保険外負担に関する項目及び料金は以下の通りです。

文書料・面談料

医師証明書・診断書	1 通につき 3,300 円
医師面談料	1 回につき 5,500 円
入院証明書	1 通につき 5,500 円
死亡診断書	1 通につき 5,500 円
各種年金診断書料	当院にて初回作成 1 通につき 11,000 円
	2 回目以降 1 通につき 5,500 円
おむつ使用証明書	1 通につき 1,100 円
その他簡単な証明書	1 通につき 1,100 円
上記に記載のない証明書は様式や内容により判断させて頂きますので、 窓口へお尋ね下さい	

その他費用

エンゼルセット	4,400 円
洗濯・テレビカード	1 枚 1,000 円（尚、残金については返金致しません）
クリーニング代 右にないものは窓口へ お尋ね下さい。	パンツ　1 枚　69 円 シャツ　1 枚　89 円 靴下　　1 足　69 円 タオル　1 枚　37 円
入院医療諸雑費 （医療行為外代行業務費用）	1 日 150 円
死後処置料	11,000 円

令和 6 年 5 月 1 日改定

６．当院でのお薬の処方について

当院では、後発医薬品の使用を推進しており、医薬品の品質や安全性、安定供給体制などの情報収集や評価を行っています。医薬品の供給が不足した場合は、十分に説明の上で処方する医薬品を変更する場合があります。

また供給・在庫の状況に応じて円滑かつ適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。

お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

７．医療情報の活用について

当院では、オンラインによる資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するために十分な医療情報を取得・活用して診療を行っております。